

令和4年度「働き方改革推進支援助成金」 勤務間インターバル導入コース制度拡充のご案内

「勤務間インターバル」とは、勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息时间」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図るもので、**平成31年4月から**、制度の導入が**努力義務化**されています。
このコースでは、勤務間インターバルの導入に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。
令和4年12月12日に、以下のとおり制度の拡充を行いましたのでぜひご活用ください。

今回の変更点

1. 賃金の引上げを実施した場合の助成上限額への加算額を増額します

常時使用する労働者数が30人以下の事業主が賃金引上げを達成した場合の加算額を増額しました。
※賃金の引上げは裏面の「成果目標」①～④のうち1つ以上の達成と合わせて行う必要があります。

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	15万円 ↓ 30万円	30万円 ↓ 60万円	50万円 ↓ 100万円	1人当たり5万円 (上限150万円) ↓ 1人当たり10万円 (上限300万円)
5%以上引上げ	24万円 ↓ 48万円	48万円 ↓ 96万円	80万円 ↓ 160万円	1人当たり8万円 (上限240万円) ↓ 1人当たり16万円 (上限480万円)

2. 労務管理担当者・労働者に対する研修に係る助成対象経費の上限額を増額します

労務管理担当者に対する研修の事業、労働者に対する研修（業務研修を含む）の事業に係る経費は、それぞれ合計10万円まで⇒合計**30万円**までに増額しました。

交付申請期間、事業実施期間、支給申請期限

交付申請期間	令和4年12月12日（月）～令和5年1月13日（金）
事業実施期間	令和5年3月16日（木）まで
支給申請期限	事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日 または 令和5年3月24日（金）のいずれか早い日

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する
都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。



申請書の記載例を掲載している
「申請マニュアル」や「申請様式」は、
こちらからダウンロードできます。



※11月30日以前に交付申請をされている方は
旧様式をご利用ください。

電子申請システムによる申請も
可能です。詳しくはこちら
(<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)



勤務間インターバル導入コースの助成内容

対象事業主

以下のいずれにも該当する事業主です。

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主（※1）であること。
2. 36協定を締結しており、原則として、過去2年間において月45時間を超える時間外労働の実態があること。（※2）
3. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
4. 以下のいずれかに該当する事業場を有すること。

- ① 勤務間インターバルを導入していない事業場
- ② 既に休憩時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場
- ③ 既に休憩時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場

（※1）中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

（※2）基本的には1月45時間を超える時間外労働の実態があれば、要件を満たすこととなりますので、詳細はお問い合わせください。

助成対象となる取組

～いずれか1つ以上を実施～

- ① 労務管理担当者に対する研修（※3）
- ② 労働者に対する研修（※3）、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新（※4）
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新（※4）

（※3）研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

（※4）原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

成果目標

以下の「成果目標」の達成を目指して取り組みを実施してください。

- **新規導入**【対象事業主4.①に該当する場合】
新規に所属労働者の半数を超える労働者を対象とする勤務間インターバルを導入すること。
- **適用範囲の拡大**【対象事業主4.②に該当する場合】
対象労働者の範囲を拡大し、所属労働者の半数を超える労働者を対象とすること。
- **時間延長**【対象事業主4.③に該当する場合】
所属労働者の半数を超える労働者を対象として休憩時間数を2時間以上延長して、9時間以上とすること。

上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引上げを行うことを成果目標に加えることができます。

助成額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部を助成します。
【助成額最大580万円】

【表1】新規導入に該当するものがある場合

休憩時間数(※5)	補助率(※6)	1企業当たりの上限額
9時間以上 11時間未満	3/4	80万円
11時間以上	3/4	100万円

【表2】適用範囲の拡大・時間延長のみの場合

休憩時間数(※5)	補助率(※6)	1企業当たりの上限額
9時間以上 11時間未満	3/4	40万円
11時間以上	3/4	50万円

（※5）事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休憩時間数のうち、最も短いものを指します。
（※6）常時使用する労働者数が30人以下かつ、「支給対象となる取組」で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5となります。

● 賃金引上げの達成時の加算額

（以下の表は常時使用する労働者数が30人を超える場合であり、
常時使用する労働者数が30人以下の場合は表面をご参照ください。）

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上 引上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円 (上限150万円)
5%以上 引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円 (上限240万円)

利用の流れ

「交付申請書」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部（室）に提出
(締切：令和5年1月13日(金))

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施
(令和5年3月16日(木)まで)

労働局に支給申請
(申請期限は、事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日または3月24日(金)のいずれか早い日となります。)

(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、1月13日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。